



予防対策で食卓を笑顔に



食材で器具の使い分けを



手洗いはせっけんを使い、指の間や爪の中まで

Zoom Up

8月は食品衛生月間

暑い季節は食中毒に注意

食中毒は、菌やウイルスが付いた物を飲食すると起こる健康被害です。気温や湿度が高くなる今の季節は、細菌が増えやすく危険性が高まります。手洗いや食材の温度管理などの対策で予防しましょう。

予防で安心な食卓に

食中毒は、細菌やウイルスが食べ物などに付着し体内に侵入することで発症します。かかると腹痛や下痢、嘔吐、発熱などの症状を引き起こし、重症化すると死に至ることもあります。昨年は全国で1万1000人以上がかりました。食中毒を防ぐため、起こりやすい条件などを正しく理解し、予防につなげましょう。

食中毒は、飲食店だけでなく家庭でも発生します。生肉・魚などの生鮮食品や手には、食中毒菌が付いていることがあります。加えてキッチンにある食器用スポンジや布巾、まな板などは菌が付着・増殖しやすく、発生リスクは身近なところに潜んでいます。

安心した食生活を送るには、食中毒菌を「つけない」「増やさない」「やっつける」の3原則を守ることが大切です(左欄参照)。厚木保健福祉事務所食品衛生監視員の一寸木絢さんは「調理の際は、手洗いの徹底や調理器具の使い分けなど、清潔な状態を保つことが重要。他にも食材の温度管理や加熱調理など、

菌は身近に潜む

病原物質が繁殖しづらい環境をつくるのが予防につながる」と話します。

夏場の食中毒の原因の多くが、腸管出血性大腸菌(O157)やカンピロバクター、サルモネラ属菌といった細菌によるものです。細菌は、30〜40℃で最も増殖が活発になります。生の肉や魚、野菜など温度管理が必要な食品は、すぐに冷蔵・冷凍庫に入れるなどの注意が必要です。感染症の影響で需要が高まるデリバリーやテイクアウトでは、調理から食べるまでの時間が長くなるため、気温が高い今の季節は、特に気を付けましょう。

家庭内で発生した場合、菌などによつては症状が風邪と似ているため、食中毒と気付かないことも少なくありません。疑われる症状が出たときには、早めに医療機関を受診してください。

8月は食品衛生月間です。食事を楽しみ健康に過ごせるよう、この機会に日頃の衛生管理を見直して、食中毒の予防を心掛けましょう。

健康長寿推進課 ☎25-2174

食中毒予防の三つのポイント

①つけない

- ・調理前や食材を取り扱う前後などは必ず手を洗う
- ・生肉や魚を切った包丁やまな板などの調理器具は使用の都度、洗浄消毒する

②増やさない

- ・購入後の食材はすぐ冷蔵庫に入れる
- ・調理した料理は時間を空けず、すぐに食べる

③やっつける

- ・食材の中心部まで十分に加熱する(75℃で1分以上)

新型コロナワクチン接種のお知らせ

希望する方は予約をお願いします。

■3回目接種

《日時》 8月12・13・26・27日

《場所》 老人福祉センター寿荘

《ワクチン》 ファイザー

《対象》 12歳以上の方

■4回目接種

《対象》 ①60歳以上 ②基礎疾患がある18〜59歳

③感染症の重症化リスクが高いと医師が認めた18〜59歳

《接種券の発送》

- ①は3回目接種から5カ月前後で送付(申請不要)
- ②③はかかりつけ医と相談し、接種する場合は市HPまたは相談窓口 ☎225-2792から申請

申請期間 3回目接種が4月完了の方=8月10日まで

《個別接種》

ワクチン ファイザーまたはモデルナ

場所 市内医療機関

《集団接種》

ワクチン モデルナ

場所 老人福祉センター寿荘(8月から)



3回目接種の詳細はこちら



4回目接種の詳細はこちら

☎ワクチン接種コールセンター ☎0570-054-666

技術を若い世代へ 高齢者継続雇用奨励補助金

貴重な技術を次世代につなぐため、高齢者を継続して雇用する市内中小企業に補助金を交付します。

《対象》 8月1日現在①1年以上継続して事業を経営②2023年3月31日現在66〜70歳の方を1年以上継続して常用雇用③市税を完納一の全てを満たす常用労働者数300人以下の市内中小企業

《補助額》 8月1日まで3カ月以上継続して市内在住の高齢者1人3万円、市外の場合は1万円(1企業3人まで)

就労をサポート

障がい者雇用奨励交付金

障がいがある方の雇用の安定と促進のために、市内中小企業に補助金を交付します。

《対象》 8月1日現在①市内で1年以上継続して事業を経営②障がいがある方を1年以上継続して常用雇用③障害者雇用率を達成④市税を完納一の全てを満たす常用労働者数300人以下の中小企業

《交付額》 8月1日まで3カ月以上継続して市内在住で障がいがある方1人6万円、市外の場合は5万円



☎いずれも産業振興課や市HPにある申請書と必要書類を、郵送で8月31日(消印有効)までに〒243-8511産業振興課へ。

☎産業振興課 ☎225-2585